



# 特定同族会社の 留保金課税について①

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「特定同族会社の留保金課税」について解説します。

税理士  
平井満広

- 掲載テーマ(予定)
- ① 受取配当等の益金不納入とは
  - ② 外貨建取引について
  - ③ 出張旅費日当や海外通勤費等の取扱い
  - ④ 生命保険料の取扱い
  - ⑤ 特定同族会社の留保金課税について
  - ⑥ 特定同族会社の留保金課税について②

企業は一般的に、獲得した利益の一部を配当として株主へ還元します。しかし、株主と社長が同一人物のオーナー会社は、個人の所得税負担を抑えるために、利益が出てあえて配当を出さないことがあります。

こうした過度な内部留保を抑制するために、特別に課される税金を「留保金課税」といいます。

## 「留保金課税」の対象となる法人

「留保金課税」は、同族会社のうち特定同族会社に該当した場合に適用されます。同族会社および特定同族会社の判定基準は、それぞれ以下のとおりです。

### (1) 同族会社

同族会社とは、株主等の上位3グループで持株割合(自己株式を

除く)が50%超となる会社です。持株割合は、株主等と特殊関係のある以下の個人や法人の持株を含めて計算します。なお親族とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。同族会社に該当しない法人を非同族会社といます。

- ① 特殊関係のある個人
  - a 株主等の親族
  - b 内縁関係者
  - c 個人株主の使用人
  - d a・c以外の者で個人株主から受ける金銭等で生活している人
  - e b・dと生計を一にしているこれらの者の親族
- ② 特殊関係のある法人
 

株主等(特殊関係のある個人や法人を含む)の持株割合が50%超となる他の会社等のことです。

しよう。

●事例1 (A社)  
株主: 甲20%、乙(他人)15%、丙(他人)10%、丁(甲のいとこ)8%、その他47%  
丁は「4親等血族」なので、親族(特殊関係のある個人)に該当します。上位3グループの持株割合は「20% + 8% + 15% + 10% = 53%」となるので、A社は同族会社となります。

●事例2 (B社)  
株主: 甲20%、乙(他人)15%、丙(他人)10%、丁(甲の配偶者のいとこ)8%、その他47%  
丁は「4親等姻族」なので甲の親族となりません。(他の要件を満たさなければ)特殊関係のある個人にも該当しません。上位3グループの持株割合は「20% + 15% + 10% = 45%」となるので、B社は非同族会社となります。

●事例3 (C社)  
株主: 甲20%、乙(他人)15%、丙(他人)10%、丁(甲の配偶者のいとこ)5%、甲の配偶者3%、その他47%  
持株が最も多い甲を基準にする。丁は「4親等姻族」なので、親族に該当しません。しかし、甲の配偶者を基準にすると、甲(配偶者)はもちろん、丁も「4親等血族」なので、親族(特殊関係のある個人)に該当します。結果的に上位3グループの持株割合は「20% + 5% + 3% + 15% + 10% = 53%」となるので、C社は同族会社となります。

持株割合(自己株式を除く)が50%超となる会社(被支配会社)といえます)です。被支配会社を判定する株主等のうち被支配会社でない法人がある場合は、その法人を除外して判定します。なお、次の法人は特定同族会社とはなりません。

- ・清算中のもの
- ・資本金1億円以下のもの(資本金5億円以上のもの大法人による完全支配関係がある法人等を除く)

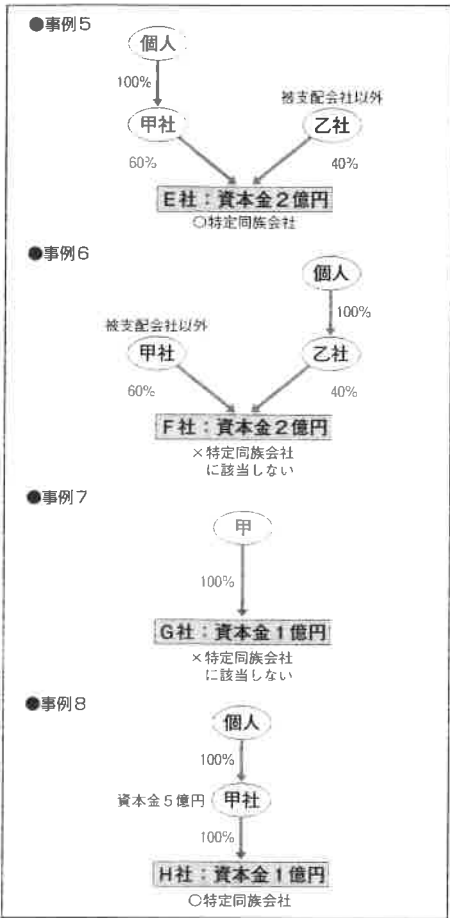
判定事例で具体的に考えてみましょう(図表参照)。

●事例4 (D社「資本金2億円」)  
株主: 甲28%、乙(他人)15%、丙(他人)10%、その他47%  
上位3グループの持株割合は「28% + 15% + 10% = 53%」となるので同族会社となります。ただし、上位1グループ(甲)の持株割合は「28%」なので被支配会社ではありません。結果的にD社は特定同族会社には該当しません。

●事例5 (E社「資本金2億円」)  
株主: 甲社(100%個人出資の被支配会社) 60%、乙社(被支配会社以外) 40%  
2社の持株割合が100%なので同族会社となります。また、上位1グループ(甲社)の持株割合は「60%」なので被支配会社となります。結果的にE社は特定同族会社に該当します。

●事例6 (F社「資本金2億円」)  
株主: 甲社(被支配会社以外) 60%、乙社(100%個人出資の被支配会社) 40%  
2社の持株割合が100%なので同族会社となります。また、上位1グループ(甲社)の持株割合は「60%」なので被支配会社となりません。結果的にF社は特定同族会社に該当しません。

## ■特定同族会社の判定事例 (一部)



ひらい みつひろ 平井会計事務所代表(会計を通じて人を幸せにする)をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。

●事例5  
1社で持株割合が100%なので同族会社となります。また、上位1グループ(甲社)の持株割合は「100%」なので被支配会社となります。H社は資本金1億円以下ですが、100%親会社(甲社)の資本金が5億円以上なので除外規定が適用されません。結果的に、H社は特定同族会社に該当します。

●事例6  
留保金課税の具体的な計算方法は、次回紹介します。